

愛知県私立高等学校等奨学給付金支給費の事務手続きについて

1 申請受付期間

令和2年7月1日（水）から11月20日（金）（必着）

各学校でこの期間内に保護者から申請書類を提出していただき、取りまとめの上11月20日までに愛知県私学振興室に提出してください。

保護者から学校への申請書類の提出期限は、申請受付期間内で学校において任意で設定してください。

2 学校における事務の詳細

(1) 申請の受付

提出された申請書に記入漏れがないか、必要な添付書類があるかを確認してください。

(2) 申請書について

ア 必ず提出するもの

- ・ 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1-1）
- ・ 奨学給付金支給費の振込み口座の通帳のコピー（様式第1-2）
※キャッシュカードのコピーはなるべく避けてください
※原則申請者の口座としてください（申請者以外（申請者欄下段に記載の保護者又は生徒に限る）の口座に振込みを希望する場合は委任状が必要です）。
※表紙ではなく、見開きページをコピーしてください。
※口座振替申請書（様式第1-2）に貼付けて提出してください。

イ どちらか一方を必ず提出するもの

①生活保護（生業扶助）受給世帯の方

福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書（令和2年7月1日現在で生活保護の生業扶助を受けていることがわかるもの）

②非課税世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く）の方

保護者等全員の令和2年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類

※学校で確認書類の写しを添付する場合は、原本証明したもの（理事長印又は校長印を押印）

ウ 兄弟姉妹(15歳以上23歳未満)がいる場合に、加算支給を申請するために提出するもの

- ・ 高等学校等奨学給付金加算支給申請書（様式第2-1）
- ・ 健康保険証提出用台紙（様式第2-2）
※扶養関係が確認できる家族（様式第2-1に記載した家族）の健康保険証のコピーを貼付け
※健康保険が国民健康保険の場合は保険証では扶養の確認ができないので、その他に扶養確認ができる書類（扶養親族人数の記載のある課税証明書、源泉徴収票、確定申告の控え等）が必要になります。
- ・ 様式第2-1に記載した家族が23歳以上かつ高校生等の場合は在学証明書

エ 家計急変世帯として申請する場合に提出するもの

- ・家計状況申告書（様式第 5-1～2）
- ・家計急変の発生事由を証明する書類
- ・家計急変の発生時期を証明する書類
- ・家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- ・保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

オ 非課税世帯または家計急変世帯であって、通信費加算支給を申請する場合に提出するもの

- ・オンライン学習の通信費にかかる誓約書

(3) 受付後の事務

ア 申請書下段の学校使用欄の記入

学校長名で在学証明及び就学支援金・専攻科支援金の残月数（全日制の生徒の場合、4 月入学生であれば4月から6月の3ヶ月を引いた33月となる）の記入をお願いします。

イ 愛知県（私学振興室）への書類提出

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 愛知県県民文化局 学事振興課 私学振興室)

【送付するもの】

- ・申請者からの提出書類一式、書類不備等があった場合の連絡先

3 支給方法

愛知県から直接、申請のあった口座に振込みます。

振込口座は原則申請者の口座となります。申請者以外（申請者欄下段に記載の保護者又は生徒）の口座に振込みを希望する場合は委任状が必要になります。

4 留意事項

- (1) 学校において申請書等の取りまとめに協力いただけない場合には、学校使用欄に在学証明等の必要事項を記入した申請書を保護者に送付いただき、必要書類を添えて保護者から愛知県私学振興室に提出するよう周知してください。
- (2) 申請書、添付書類の貼付け台紙及び委任状等の様式は愛知県公式ウェブページからダウンロードしてください。

愛知県公式ウェブページ

愛知県私立高等学校等奨学給付金のご案内

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/shigaku-syougakukyuhukin.html>

家計急変世帯の高等学校等奨学給付金の申請手続について

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/shigaku-syougakukyuhukin-kakeikyuuhen.html>